

平成 24 年度公益財団法人日本体育協会 公認アスレティックトレーナー養成講習会開催要項

1. 目的

公益財団法人日本体育協会（以下、「本会」という）公認スポーツ指導者制度に基づき、本会公認スポーツドクター及び公認コーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等を担当する公認アスレティックトレーナーを養成する。

2. 主催 公益財団法人 日本体育協会

3. 後援 中央競技団体 都道府県体育協会等

4. カリキュラム

(1) 共通科目（152.5 時間：集合講習及び自宅学習）

※公認スポーツ指導者養成講習会共通科目 I + II + III

1) 文化としてのスポーツ	3.75h	11) スポーツの心理 I	7.5h
2) 指導者の役割 I	5h	12) スポーツ組織の運営と事業	10h
3) トレーニング論 I	3.75h	13) 対象に合わせたスポーツ指導	7.5h
4) スポーツ指導者に必要な医学的知識 I	7.5h	14) 指導者の役割 II	7.5h
5) スポーツと栄養	2.5h	15) アスリートの栄養・食事	5h
6) 指導計画と安全管理	3.75h	16) スポーツの心理 II	10h
7) ジュニア期とスポーツ	5h	17) 身体のしくみと働き	10h
8) 地域におけるスポーツ振興	3.75h	18) トレーニング論 II	20h
9) 社会の中のスポーツ	5h	19) 競技者育成のための指導法	10h
10) スポーツと法	5h	20) スポーツ指導者に必要な医学的知識 II	20h

(2) 専門科目（600 時間：集合講習及び自宅学習）

1) アスレティックトレーナーの役割	30h
2) スポーツ科学	120h
3) 運動器の解剖と機能	60h
4) スポーツ外傷・障害の基礎知識	60h
5) 健康管理とスポーツ医学（ドーピングコントロール含む）	30h
6) 検査・測定と評価	60h
7) 予防とコンディショニング	90h
8) アスレティックリハビリテーション	90h
9) 救急処置（各自赤十字救急法救急員の資格を取得する）	30h
10) スポーツと栄養	30h

(3) 現場実習 (180 時間)

1) 見学実習	30h
2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習	30h
3) スポーツ現場実習	30h
4) アスレティックリハビリテーション実習	30h
5) 総合実習	60h

5. 実施方法

(1) 共通科目

- ・集合講習：平成 24 年 7 月から 11 月にかけて、5 日間で実施する。
- ・自宅学習：集合講習受講前の 3 か月間程度。

(2) 専門科目

- ・集合講習会：以下の日程で行うが、開催期日・会場については詳細が決まり次第連絡する。

※ 集合講習会は、1 期～5 期の順で受講しなければいけない。

1 期 (2 日間：13 時間) 平成 24 年 10 月～11 月

2 期 (4 日間：29 時間) 平成 25 年 2 月～3 月

3 期 (5 日間：38 時間) 平成 25 年 5 月～6 月

4 期 (7 日間：55 時間) 平成 25 年 8 月～9 月

5 期 (7 日間：55 時間) 平成 25 年 10 月～11 月

※ 4 期講習会受講前に、必ず日本赤十字救急法救急員養成講習を受講し、試験に合格の上有効期限内の認定証を提出すること。

※ 自宅学習：集合講習会の前後

6. 受講者

(1) 受講条件

受講する年の 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の者で、本会あるいは本会加盟団体（都道府県体育協会等、中央競技団体）または本会が特に認める国内統轄競技団体から推薦された者。

(2) 受講者数

100 名程度とする。

7. 受講申込み

受講希望者は所定の受講希望者経歴書に必要事項を記載し、本会加盟団体等に提出する。推薦団体は、受講希望者推薦書を作成し本人が記載した受講希望者経歴書と共に本会へ提出する。

8. 受講料 78,000 円 (消費税込：受講内定時に徴収)

<内訳> ・共通科目： 18,900 円

・専門科目： 59,100 円

※免除・資格審査料等については別に定める。

※実技・論述試験受験料については別途 31,500 円を徴収する。

詳細は検定試験実施要項で定める。

9. 受講者の決定

(1) 各団体から提出された受講希望者推薦書並びに受講希望者経歴書に基づき、本会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会において活動実績等を審査の上、受講者を内定し、推薦団体及び本人宛通知する（内定通知）。

(2) 受講内定者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、別に定める受講料を本会に納める。

(3) 本会において受講料の入金を確認した後、受講者として決定する（受講決定通知）。

10. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により、講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は別に定める。なお、養成講習会受講者は現場実習を免除する。

11. 検定試験・審査

(1) 共通科目は理論試験、専門科目は客観式試験及び実技・論述試験とし、それぞれ講習終了後に実施する。

(2) 共通科目における検定試験は、理論試験の得点による判定とし、本会において審査する。

(3) 専門科目における検定試験は、専門科目講習会を全て受講し、本会の定める救急処置等に関する資格を取得している者が受験できる。

(4) 専門科目における検定試験は、客観式試験、実技・論述試験の総合判定とし、本会において審査する。但し、実技・論述試験は客観式試験に合格した者が受験することができる。

(5) 共通科目及び専門科目の全ての検定試験に合格した者を「本会公認アスレティックトレーナー養成講習会修了者」として認める。

12. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者に修了通知を送付し、その後、指導者登録（登録申請書の提出および登録料の納入）を完了した者に、本会公認アスレティックトレーナー「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 資格の有効期限は、4年間とし4年毎に更新する。ただし、認定される資格以外に

本会公認スポーツ指導者資格を有している場合は、その登録有効期限までとする（スポーツリーダーは除く）。本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヶ月前までに、本会が定める研修および心肺蘇生法並びにAEDの講習を受けなければならない。

13. その他

(1) 受講有効期限は、原則として受講開始年度を含め共通科目理論試験及び専門科目客観式試験合格まで5年間とし、最終年度の3月31日までとする。また、専門科目実技・論述試験は専門科目客観式試験に合格した後、受講有効期限に関らず2回受験することができる。

なお、受講有効期限内に共通科目及び専門科目客観式試験を修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失する。

(2) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しないものとする。

(3) 本講習会の受講有効期限内に他の本会公認資格の受講はできないため注意すること。また、他の本会公認資格を受講中の場合も受講申込はできないため注意すること。

(4) 受講者の推薦に際しては、各団体内のアスレティックトレーナー協議会等の意見を十分に聴取した上、アスレティックトレーナーに関する担当委員会等において決定すること。

(5) 同一年度に複数の団体より推薦があった場合、一団体のみの推薦を審査対象とする。なお、いずれの団体からの推薦を受理するかは本会アスレティックトレーナー部会にて決定する。

(6) 受講申し込みから資格取得までの概要については別紙を参照すること。

(7) 講習会（共通科目・専門科目）開催にかかる経費については、原則として本会が負担する。ただし旅費に関する補助は行わない。

(8) 受講者としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、本会の指導者育成専門委員会ならびにアスレティックトレーナー部会で審査し受講が取り消される場合がある。